

農林水産省物流対策本部の設置について

令和5年12月27日

農林水産省

1 趣旨

物流の停滞が懸念される「物流2024年問題」に対応するため、これまでトラックドライバーの負担軽減を図り、まずは物流の確保に取り組んできたところであるが、来年4月を控え、今後は全国各地・各品目の農林水産業者、食品製造業者、食品流通業者、食品小売業者等の関係者の取組を後押しするとともに、その負担を軽減していくことが重要である。

また、現在検討を進めている食料・農業・農村基本法の見直しにおいても、物流を確保し、すべての国民が健康的な食生活を送ることができるよう「国民一人一人の食料安全保障」を確立することは重要なテーマの一つとなっている。

このため、農林水産省の各品目・業界担当部署が参画する「農林水産省物流対策本部」を設置し、物流の確保に万全を期することとする。

2 検討・実施内容

- (1) 政府全体の物流対策の取組状況、農林水産省所管の各品目・業界における物流対策の取組状況等の共有
- (2) 全国各地・各品目の関係者の物流確保に関する意識の醸成
- (3) 産地の共同輸送拠点や予冷施設の整備、パレット化、荷待ち・荷役時間削減などに関する成果目標の設定
- (4) 全国各地・各品目の関係者による物流確保に向けた具体的な取組の推進（産地の共同輸送拠点や予冷施設の整備、共同輸送による積載率の向上・大ロット化、中継輸送による長距離輸送の削減、標準パレットの導入による荷待ち・荷役時間の削減、モーダルシフトなど）
- (5) 全国各地・各品目の関係者と協力して取り組む、更なる物流の効率化の推進

3 体制

- (1) 本部長は農林水産大臣とし、本部の構成は別紙のとおりとする。
- (2) 本部の事務局は、大臣官房新事業・食品産業部食品流通課とする。

農林水産省物流対策本部

本部長 : 農林水産大臣

本部長代理 : 農林水産副大臣

筆頭副本部長 : 農林水産副大臣

副本部長 : 農林水産大臣政務官
農林水産大臣政務官

幹事長 : 農林水産事務次官

幹事 : 大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）

本部員 : 農林水産審議官
官房長
大臣官房総括審議官
大臣官房技術総括審議官 兼 農林水産技術会議事務局長
大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
消費・安全局長
輸出・国際局長
農産局長
畜産局長
経営局長
農村振興局長
林野庁長官
水産庁長官

事務局 : 大臣官房新事業・食品産業部食品流通課